

監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年7月4日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査結果の措置対象

監査委員事務局

監査結果報告年月日

令和5年3月28日

監査結果に対する措置通知年月日

令和5年6月9日

講じた措置等の内容

【監査委員事務局】

《意見1》

定例監査・行政監査の重点項目について、各課が日頃の業務において意識され適切な事務の執行に結びつくよう、周知方法の検討を進めていただきたい。

《措置内容》

定例監査・行政監査の重点項目については、監査を行う際の実施通知文書にこれを記載し、監査の実施を機に改めて重点項目へ意識が向けられるようにしました。また、事務局が発信する各種の庁内メールにも記載し、日頃の業務において職員が重点項目を目にする機会が増えるようにしています。